

身体拘束等の適正化のための指針

独立行政法人地域医療機能推進機構
若狭高浜病院附属介護老人保健施設

(総則)

この指針は、独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院附属介護老人保健施設（以下「当施設」という）における身体拘束等の適正化に対する必要な事項を定める。

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は人権擁護の点から問題があるだけでなく、利用者の QOL（生活の質）を損なう危険性がある。そのため、利用者の生命の危機と身体的損傷を防ぐ目的で他に代替手段がない場合以外に行うべきではない。やむを得ず身体拘束を実施する際には、目的・方法などについて利用者や家族に説明し、二次的な身体障害や合併症が発生しないよう、十分な配慮と根拠に基づいた、安全で効果的な最小限の抑制を実施し、常に解除できないか評価していく必要がある。また、日頃より身体拘束を必要としない状態となるよう、利用者を深く理解し、尊厳を守り、環境調整や具体的なケアを追及し続けなければならない。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることを原則とする。しかしながら、以下の 3 つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、慎重に協議し、必要最低限の身体拘束を行う。

①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

＊身体拘束を行う場合には、以上の三つ要件をすべて満たすことが必要である。

2. 身体拘束等の適正化に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の障害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、「切迫性・非代替性・一時性」の 3 要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族へ説明・同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況について経過記録を行い出来るだけ早期に拘束を解除すべき努力をします。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ②言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束適正化委員会において検討します。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

3. 身体拘束等の適正化に向けた体制

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

当施設では、身体拘束廃止に向けて身体拘束適正化委員会を設置します。

①設置目的

当施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善について検討

身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

身体拘束を実施した場合の解除の検討

身体拘束廃止に関する職員全体への啓発・指導

②身体拘束適正化委員会の構成員

施設長、副施設長、看護師長、介護福祉士長、看護師、介護支援専門員又は支援相談員、理学療法士又は作業療法士、介護職員

その他委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者

③身体拘束適正化委員会の開催

定期開催 1回／3ヶ月

必要時は随時開催

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

＜介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的行為＞

- (1) 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

- (6) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人へ迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に「切迫性・非代替性・一時性」の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

②利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間保存します。

④拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告致します。

5. 身体拘束等の適正化に向けた各職種の役割

身体拘束等の適正化のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

施設長（医師）

- ・身体拘束適正化委員会の委員長
- ・ケア現場における諸課題の責任・医療行為への対応
- ・看護職員との連携
- ・記録の整備

副施設長

- ・施設のハード、ソフト面の改善・他部署との連携強化

看護師長・介護福祉士長

- ・身体拘束適正化委員会副委員長・他部署との連携（橋渡し）・全職員への教育・指導

看護師

- ・医師との連携・施設における医療行為の範囲の整備・重度化する利用者の状態観察
- ・記録の整備

支援相談員又は介護支援専門員

- ・身体拘束廃止に向けた職員教育・医療機関、家族との連絡調整
- ・家族の意向に沿ったケアの確立・チームケアの確立
- ・記録の整備　・緊急時や無負えない身体拘束に関する説明（様式1）

理学療法士及び作業療法士

- ・機能面からの専門的指導・助言

介護職（介護福祉士及び療養補助者）

- ・身体拘束適正化委員会の運営
- ・拘束がもたらす弊害を正確に認識する・利用者の尊厳を理解する
- ・利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ・利用者個々の心身の状態を把握し基本ケアに努める
- ・利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ・記録は正確かつ丁寧にする

6. 身体拘束等の適正化・改善のための職員教育・研修

介護に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

1. 定期的な教育研修（年2回）実施
2. 新規採用時はその都度、身体拘束等の適正化研修の実施
3. その他必要な教育・研修の実施及び実施内容の記録

7. その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に議論して共有認識をもち、拘束をなくしていくように取り組む必要がある。

1. マンパワー不足を理由に、安易に身体拘束を実施していないか。
2. 認知症高齢者であるということで安易に身体拘束を実施していないか。
3. 高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我をするという先入観だけで安易に身体拘束を実施していないか。
4. サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか。
5. 本当に他の施策、手段はないのか。

※身体拘束等に準ずる行為と感じたら、情報を公表する事が職員としての責務である。

8. この指針の閲覧について

当施設での身体拘束等の適正化に関する指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにすると共に、当施設のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧をできるようにする。

9. 附則

この指針は平成29年 4月 1日より施行する

平成30年 3月 1日改正

令和 4年12月 1日改正（当施設としての指針内容に改定）

令和 5年 1月 1日改正

令和 7年 4月 1日改定